



■全役員が知らなかつた経理課長の仮装・隠ぺい ■

重加算税の賦課要件である「仮装・隠ぺい」の内容については、法令通達上、一切明らかにされておりません。また、隠ぺい仮装の行為者を納税者本人の行為に限定するのか、その従業員や家族の行為も賦課要件を満たすことになるのか、家族や従業員の仮装隠ぺい行為を納税義務者本人が知っていた場合にのみ、賦課要件が満たされるのかという点については、学説も分かれているところです。

■今回、国税不服審判所は、代表取締役その他の役員が全く関知していない経理課長の隠ぺい仮装行為は、特段の事情のない限り「納税者本人の行為と同視すべき」であるという判断を示しました
(平成7年12月14日裁決)。

◎審査請求人X社は、建築用金物の製造販売を営む同族会社です。平成5年12月期の決算に当たり、期末製品の実地棚卸数量を2,779,089.438キログラムとし、これに単価97.14円を乗じて、269,960,748円と記載して申告しました。

ところが、調査において、製品棚卸高は3,983,502.438キログラムであり、経理課長Fの集計した製品の棚卸数量との間に、1,204,413キログラムもの差が生じていることが判明しました。

X社は、①代表取締役、担当取締役、その他の役員全員が、棚卸資産を減額して過少申告した事實を知らなかつたこと、②棚卸資産を減額するようにという指示もしていないこと、③意図的に棚卸資産を減額したのは、経理課長であり、その事實を知っていたのは経理課長以外にはいないこと、また、④減額された棚卸資産は、簿外となつておらず、簿外資金となつたわけではないと弁明しました。

経理課長Fは、「製品の棚卸高を意図的に減額し、利益調整を行つたこと及び実際の棚卸高は、調査における棚卸高となる」旨を記載した申述書を統轄国

税調査官宛てに提出し、また、代表取締役Gも同様に「この度の税務調査により製品在庫の一部の数量を担当課長が除外し所得金額を過少に申告していた」旨の文書を原処分庁に提出しています。つまり、経理課長Fが棚卸除外をしたという事実については、納税者・原処分庁・審判所のいずれにおいても争いはありません。

◎これに対し、不服審判所は、重加算税の設けられた趣旨や「隠ぺい」の意義に触れた後、「隠ぺい又は仮装の行為」をした者に関しては、納税者本人の申告行為に**重要な関係を有する部門（経理部門等）**に所属し**相当な権限を有する地位（課長等）**に就いている者の隠ぺい又は仮装の行為は、特段の事情のない限り、納税者本人の行為と同視すべきであると解するのが相当であるという判断を示し、重加算税の賦課決定を適法であると認めました。

審判所は、たとえX社の役員全員がその行為に関与しておらず、かつ、その行為を知らなかつたとしても、重加算税の賦課決定処分を不当であるとはいえないと重ねて判示しています。